

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	学校教育課	
件 名	給食室及び校舎都市ガス切替工事	
契 約 内 容	給食室及び校舎のガス機器熱源のプロパンガスから都市ガスへの切替工事	
契 約 期 間	契約日から令和元年9月30日まで	
契 約 締 結 日	令和元年8月2日	
契 約 相 手 方	犬山瓦斯株式会社	
契 約 金 額	8,964,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、ガス事業法第48条の規定により、経済産業大臣の許可を受けた業者によって施工することになっており、また、その施工についても、ガス事業法第48条の規定により経済産業大臣の許可を受けた託送供給約款に基づき施工する必要があります。</p> <p>上記の条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とするガス事業者は犬山瓦斯株式会社のみのため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	特定鉱害復旧工事	
契 約 内 容	可塑モルタル打設工 V = 1.6 m <sup>3</sup> プラント設置撤去工 N = 1 式 配管工 N = 1 式	
契 約 期 間	令和元年7月22日～令和元年8月30日まで	
契 約 締 結 日	令和元年7月19日	
契 約 相 手 方	青葉工業株式会社 名古屋支店	
契 約 金 額	2,714,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>鉱害発生場所の上部には住宅があり、市民の生命及び財産に損害を与える可能性が高いため、緊急に復旧工事を施工する必要があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をするもの。</p> <p>当該鉱害は規模が大きく、開削して埋戻しを行う工法だと、工期の長期化、施工中に住宅への立ち入りができない、住宅基礎周辺の不安定化等の懸念があることから、開削しなくても施工が可能なモルタルを充填する特殊工法を採用した。特殊性を伴う作業は実施可能な業者に限られることから、本件と同様の鉱害に対する施工実績を多数有し、また、速やかな工事施工が可能であった業者を選定することとした。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和元年9月9日から令和元年9月25日	
契 約 締 結 日	令和元年9月9日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	949,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備付帯工事	
契 約 内 容	陥没修繕工 N = 2 回 土砂撤去工 N = 3 回 土のう撤去工 一式 土砂浚渫 一式	
契 約 期 間	令和元年7月11日～令和元年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年7月10日	
契 約 相 手 方	株式会社 森藤組	
契 約 金 額	2,970,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、令和元年5月15日に起きた豪雨により、現在工事中の橋中雨水幹線の排水路工事上流部で道路冠水が起き、路面を流れた雨水により道路陥没があったことや、それにより施工済みの特殊人孔に多量の土砂が堆積したため、機能を復旧する為の浚渫を行ったものである。陥没箇所は歩行者用通路に隣接する箇所や民家との境界付近であり、緊急で対応が必要だった。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するとし、株式会社森藤組と随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	河川災害復旧工事	
契 約 内 容	災害復旧工一式	
契 約 期 間	令和元年7月26日～令和元年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年7月25日	
契 約 相 手 方	株式会社アサイ建設	
契 約 金 額	417,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>当該工事は、令和元年7月18日に起きた大雨により河川法面が崩壊し、断面を阻害したことによる復旧工事である。河川断面を阻害していたことから2次災害防止のために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するとし、株式会社アサイ建設と随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域安全課	
件 名	余坂木戸口まちづくり拠点施設昇降機改修工事	
契 約 内 容	交換時期が過ぎている部品の交換	
契 約 期 間	令和元年7月26日から令和元年9月20日まで	
契 約 締 結 日	令和元年7月25日	
契 約 相 手 方	日本オーチス・エレベータ株式会社	
契 約 金 額	603,504円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>余坂木戸口まちづくり拠点施設建設時、設置するエレベーターに、日本オーチス製の機器が採用された。施設完成当初からエレベーター保守点検業務を日本オーチスエレベータ(株)中部支店が引き受け、点検時の交換部品も純正品を調達し取替を行うなど開館以来、エレベーターを支障なく保守し続けてきた。</p> <p>以上の理由から、製品を熟知し、経験と実績のある日本オーチスエレベータ(株)中部支店に工事を依頼することが適当であるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	講堂空調用 冷温水発生機の冷温水ポンプ取替修繕	
契 約 内 容	犬山市南部公民館講堂の空調設備は、冷暖房装置の熱源として冷温水発生機を使用しています。今回、冷温水を講堂に送るための冷温水発生機内のポンプが故障したため取替修繕を実施するものです。	
契 約 期 間	令和元年7月2日から令和元年7月31日まで	
契 約 締 結 日	令和 元年7月2日	
契 約 相 手 方	コニックス株式会社	
契 約 金 額	381, 240円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>冷温水ポンプの故障は、6月16日（日）に発生し、6月18日（火）にメーカーによる応急処置を実施したが、その後も同様のトラブルが頻発し、安定した運転ができなくなったため、修繕が必要になった。</p> <p>本修繕の施工にあたっては、修繕箇所のみでなく当館の空調設備のシステムを全体的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕結果の適否を判断できることが必要となる。</p> <p>仮に他の業者が本修繕を施工した場合、保守業者と修繕業者が混在することになり、今後機器に故障が生じた際には速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を及ぼすことになり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由から、当館の空調設備の保守点検業務を請け負っており空調システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転・調整もスムーズに行うことができるのは、コニックス株式会社以外にないため随意契約するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課